

令和3年度（2021年度）地域医療支援体制構築事業費補助金交付要綱

（目的）

- 1 この補助金は、新型コロナウイルス感染症患者が増加した場合において、地域で維持する必要がある医療機能を担う医療機関に自院の医師等の医療従事者を派遣する医療機関に対して支援を行うことにより、救急医療等の地域医療体制を継続することを目的として、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱（令和2年4月30日厚生労働省発医政第0430第1号、厚生労働省発健0430第5号厚生労働事務次官通知の別紙）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

（補助事業者）

- 2 補助事業者は、北海道医療計画各別表に定める、救命救急センター及び二次救急医療機関、へき地医療拠点病院、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児地域医療センター、小児地域支援病院に対し、医療従事者を派遣する医療機関の開設者で厚生労働大臣が適当と認めるものとする。

（補助対象経費）

- 3 この補助金の対象経費は、別表の対象経費の欄に定める経費とする。

（補助金交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。
 - (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（補助金の交付申請）

- 5 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示500号に定める様式をいう。以下「保福第〇号様式」について同じ。））に、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。
 - (1) 事業計画書 保福第1の2号様式
 - (2) 補助金等交付申請額算出調書 保福第1の16号様式
 - (3) 経費の配分調書 保福第1の18号様式
 - (4) 事業予算書 保福第1の20号様式
 - (5) 資金収支計画書 保福第1の32号様式（申請者が市町村の場合を除く。）
- (6) 別に指示する様式

（補助金の交付の条件）

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。
 - (1) 規則、本補助金交付要綱及び本補助金交付決定通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
 - (2) 補助事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更に伴う補助対象経費の増減の額が当該経費の10パーセント以内であるときは、この限りでない。

- (3) 補助事業の執行を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (7) (6)の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (8) 補助事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
- ア 補助事業者が地方公共団体の場合
補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう別記第1号様式による調書を作成し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合
補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第2号様式消費税等仕入控除税額報告書により、速やかに知事に報告しなければならない。
なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を道に納付させることがある。
- (10) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (11) 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (12) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (13) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- エ アからウまでに掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (14) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (15) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場

合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

- (16) (5)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

(補助金の交付決定内容等の変更)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書(保福第1の21号様式)に5の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、補助事業等中止(廃止)承認申請書(保福第1の23号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 補助事業の進ちょく状況を記載した書類(廃止の場合を除く。)
- (2) その他参考となるべき書類

(実績報告)

- 9 この補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書(保福第1の28号様式)に次に掲げる書類を添付して、当該補助事業完了の日若しくは、廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに知事に提出するものとする。

- (1) 事業実績書 保福第1の2号様式
- (2) 補助金等精算書 保福第1の30号様式
- (3) 事業精算書 保福第1の31号様式
- (4) 別に指示する様式

(その他)

- 10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

別 表

令和3年度（2021年度）地域医療支援体制構築事業基準額等

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>1か所当たり次の（1）及び（2）により算出された額の合計額とする。</p> <p>（1）医師 1人1時間当たり 2,265円 ×勤務時間数</p> <p>（2）医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 562円 ×勤務時間数</p>	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託費（前記経費に該当するもの。）</p>	<p>10分の10以内</p>